

議案第一一四号

川越市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例を定めることについて

川越市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和六年十二月二日提出

川越市長 川 合 善 明

川越市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例

川越市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成十四年条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の川越市土砂のたい積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第九条第一項の許可を受けている者（この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に同条第二項各号に掲げる事項の変更がある場合にあつては、

旧条例第十二条第一項の許可（以下この項及び次項において「変更許可」という。）を受けている者に限る。以下この項において「許可事業者」という。）における変更許可（旧条例第九条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項の変更に係るものを除く。次項において同じ。）、旧条例第十三条、第十八条第一項及び第二十条の規定による届出、旧条例第十四条の規定による許可の取消し、旧条例第十五条第一項の規定による標識の掲示、旧条例第十六条の規定による関係書類の閲覧、旧条例第十九条の規定による汚染調査、旧条例第二十四条第一項の規定による命令（以下この項において「措置命令」という。）、旧条例第二十六条の規定による報告等の徴収並びに旧条例第二十七条第一項の規定による立入検査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。

一 許可事業者に係る許可（変更許可を受けた場合にあつては、当該変更許可。以下この項において同じ。）が土砂の堆積を行う期間の定めがあるものであつて、当該許可事業者が当該許可を受けた日から当該許可に係る土砂の堆積を行う期間が満了する日までの間に措置命令を受けた場合 当該土砂の堆積を行う期間が満了する日又は当該措置命令に係る事由が消滅する日のいずれか遅い日

二 許可事業者に係る許可が土砂の堆積を行う期間の定めがないものであつて、当該許可事業者が当該許可を受けた日から宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十一条第一項の規定による届出を行った日又は施行日から二十日を経過した日のいずれか早い日（以下この号及び次号において「届出日等」という。）までの間に措置命令を

受けた場合 届出日等又は当該措置命令に係る事由が消滅する日のいずれか遅い日

三 許可事業者に係る許可が土砂の堆積を行う期間の定めがない場合（前号に掲げる場合を除く。） 届出日等

四 前三号に掲げる場合以外の場合 許可事業者に係る許可に係る土砂の堆積を行う期間が満了する日

3 施行日前にされた変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第二十一条第一項の規定により指定された土砂の搬入を禁止する土地の区域における旧条例第二十三条の規定による土砂の搬入の禁止及び旧条例第二十三条第一項の規定による当該区域の指定の解除については、当該指定の期間が満了する日又は当該解除があつた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第二十四条第二項の規定による命令を受けた者に係る旧条例第二十六条の規定による報告等の徴収及び旧条例第二十七条第一項の規定による立入検査については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為並びに附則第二項、第四項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

川越市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止するため、このように措置する必要がある。